

公告

令和2年6月23日

豊橋市長 佐原 光一

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

保健衛生システム更改業務委託

(2) 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和3年9月30日（木）まで

(4) 契約上限価格及び提案上限価格（消費税及び地方消費税を含む。）

ア 契約上限価格

(ア) 開発費用 金80,000千円

(イ) 契約金額のうち、令和2年度に支払い可能額 金51,200千円

イ 提案上限価格

(ア) 運用費用（60か月分） 金40,000千円

(イ) 開発費用及び運用費用（60か月分）の合計額 金120,000千円

※運用費用については、システム稼働後の60か月分の金額とし、システム稼働後は金額が一定になるようにすること。

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

(1) プロポーザルの参加資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

ア 令和2・3年度豊橋市入札参加資格者名簿（物品等）の営業種目が中分類：08コンピューターサービス、小分類：01システム開発について登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

ウ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。

エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- カ ISO/IEC 27001、JIS Q 27001 により、ISMS 認証を取得していること。
- キ 過去 10 年間（平成 22 年度～令和元年度）に元請けにて、中核市以上の自治体における保健衛生システムを導入した実績を有する者であること。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒441-8539

愛知県豊橋市中野町字中原 100 番地 豊橋市健康部健康増進課

電話：0532-39-9133

FAX：0532-38-0770

電子メールアドレス：kenkouzoushin@city.toyohashi.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

豊橋市ホームページからダウンロードする。

豊橋市健康部健康増進課ホームページ：<http://www.city.toyohashi.lg.jp/item/76803.htm>

(3) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

令和 2 年 7 月 9 日（木）正午必着

イ 提出場所

(1) に同

ウ 提出部数

1 部

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。

オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和 2 年 7 月 27 日（月）午後 5 時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

正本 1 部、副本 18 部（ただし、副本は提案書のみとする）

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。

4 審査の方法及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、保健衛生システム更改業務委託プロポーザル評価委員会において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 一次評価（機能要件評価及び価格評価）

提案者が多数の場合には、二次評価対象者を3者程度に絞り込むものとする。

なお、機能要件の確認のため、以下のとおりヒアリングを実施する。

ア 日時 令和2年7月28日（火）～8月17日（月）

イ 持ち時間 1者あたり1日程度を想定

※時間、場所及び留意事項等については、提案資格確認結果通知書により通知する。

(2) 二次評価（提案書評価）

提案書内容の確認のため、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。

ア 日時 令和2年8月28日（金）

イ 持ち時間 (ア) プレゼンテーション 30分以内

(イ) 質疑応答 10分程度

※実施方法及び留意事項等については、一次評価結果通知と併せて通知する。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため特定の場所に参集しない方法で実施する場合がある。その際は、別途プレゼンテーション用映像媒体（DVD等）の提出を依頼することがある。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は、失格とする。

ア 本公告に示した参加資格を有しない者の提案

イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 見積金額が実施要領に示した契約上限価格及び提案上限価格を超える提案

オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他詳細

その他詳細は、「保健衛生システム更改業務委託」プロポーザル実施要領による。